

神奈川県議会委員会条例の一部を改正する条例

神奈川県議会委員会条例（昭和31年神奈川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表県民企業常任委員会の項中「県民企業常任委員会」を「県民・スポーツ常任委員会」に、「企業庁」を「スポーツ局」に改め、同表建設常任委員会の項中「建設常任委員会」を「建設・企業常任委員会」に改め、「県土整備局」の次に「、企業庁」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の規定によって選任された県民企業常任委員会又は建設常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ、改正後の規定によって選任された県民・スポーツ常任委員会又は建設・企業常任委員会の委員長、副委員長及び委員とみなす。この場合において、県民・スポーツ常任委員会及び建設・企業常任委員会の委員の任期は、改正前の規定によって選任された県民企業常任委員会及び建設常任委員会の委員の選任時の任期満了の日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の規定により置かれた常任委員会において審査中又は調査中の事件は、改正後の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

（提案理由）

神奈川県局設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称及び所管事項について所要の改正をしたいので提案するものであります。